



議案第二百二十五号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議  
決を求めらる。

昭和五十六年十二月二十八日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十六年十二月二十八日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十九万七千円」を「二十一万円」に、「十四万千円」を「十五万千円」に、「十二万六千円」を「十三万五千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第五条の規定の適用については、  
当分の間、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三朝町  
条例第 号）附則第八項の規定の例により算出した額とする。